

国道41号の代替路（無料）措置の対象区間に
E41東海北陸自動車道（飛騨清見-郡上八幡）を追加します
～7月14日 13時00分から～

◀ **E41** 東海北陸自動車道 **C3** 東海環状道 代替路(無料)措置 ▶

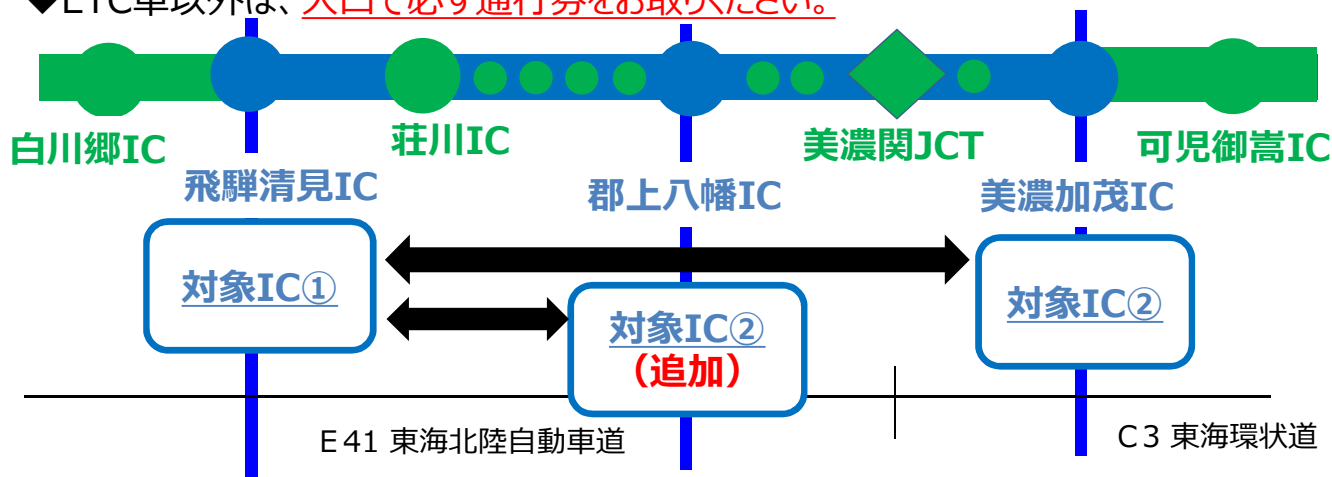
国道41号の道路流失による通行止めの迂回路として東海北陸道 飛騨清見IC～東海環状道 美濃加茂IC間で通行料金を徴収しない措置を取っておりますが、**対象区間に東海北陸道 飛騨清見IC～郡上八幡ICを追加します。**

【通行料金を徴収しない通行】

対象IC① E41東海北陸自動車道 飛騨清見IC
対象IC② C3東海環状自動車道 美濃加茂IC
E41東海北陸自動車道 郡上八幡IC【追加】

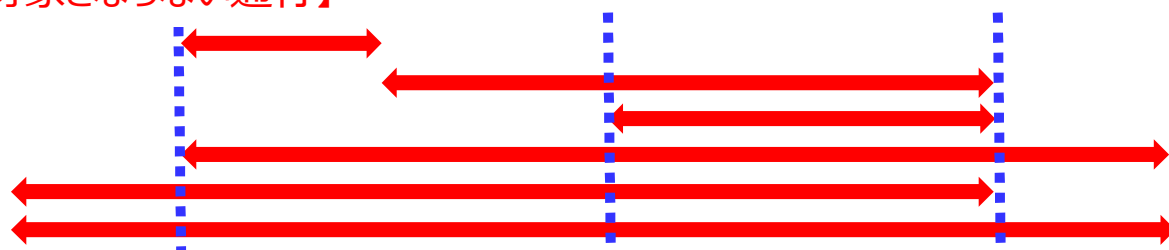
対象IC①を流入し、対象IC②のいずれかを流出するご利用。
対象IC②のいずれかを流入し、対象IC①を流出するご利用。

- ◆ ETC車はETCレーン、ETC車以外は一般レーンをご利用ください。
- ◆ ETC車以外は、入口で必ず通行券をお取りください。



対象IC①と対象IC②間の走行が、代替路(無料)措置の対象となります。

【対象とならない通行】



対象区間を超えたご利用や、対象区間のうち途中ICのみのご利用は、代替路（無料）措置の対象とはなりません。**全区間有料となります。**

※（対象とならない例）飛騨清見IC～荘川IC、荘川IC～美濃加茂IC、郡上八幡IC～美濃加茂IC等のご利用